特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	後期高齢者医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津山市は、後期高齢者医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

特記事項

評価実施機関名

津山市長

公表日

令和4年6月30日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療関係事務					
②事務の概要	後期高齢者医療被保険者に関する管理業務。 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①後期高齢者医療被保険者の資格管理。 ②後期高齢者医療被保険者の賦課・収納管理。 ③情報提供ネットワークシステムへの後期高齢者医療被保険者情報の提供					
③システムの名称	後期高齢者医療システム					
2. 特定個人情報ファイル名						

後期高齢者医療被保険者ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一の59の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	1)実施する 2)実施しない 3)未定
--------	---	------	---	---------------------------

②法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二の80,81,82,83の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	環境福祉部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長

<選択時>

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部総務課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2054

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 環境福祉部医療保険課 津山市山北520番地 TEL 0868-32-2073

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		11年6月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か]1年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目	評価書]		1)	〔選択肢>) 基礎項目評価書) 基礎項目評価書及び) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機	関については、それぞれ重点	点項目評	価書又は全項目	評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報	提供ネットワークシステム	を通じ	た入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1) 2) 3)	〈選択肢>))特に力を入れている)十分である)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1)	〈選択肢>))特に力を入れている))十分である)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取	扱いの委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委	託や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供を除	≷<。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステ	ムとの接続			ない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1) 2) 3)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に力を入れている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れている) 十分である) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[]自己点検	[0]	内部監査	[]外部監	査			
9. 従業者に対する教育・唇	発								
従業者に対する教育・啓発]	特に力を入れて行っている]	1)	(選択肢>)特に力を入れて行っ)十分に行っている)+分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	保険年金課長 鈴木 修	保険年金課長	事後	様式変更による
令和1年6月30日	IIしきい値判断項目 いつ時 点の計数か	平成26年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月30日	Ⅳリスク対策	_	追加項目	事後	様式変更による
介和2年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署①部署	環境福祉部保険年金課	環境福祉部医療保険課	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署②所属長 の役職名	保険年金課長	医療保険課長	事後	
令和2年6月1日	I 関連情報 8特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	環境福祉部保険年金課	環境福祉部医療保険課	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報 連携②法令上の根拠	別表第二の80・81・82・83の項	番号法第19条第8号 別表第二の80,81,82,83 の項	事前	